

議案第 1 1 号

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

瑞穂町消防団員の費用弁償の額等を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例（昭和 5 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「この場合において」を「ただし、出動 1 回につき」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 水火災の場合 出動 1 回につき

ア 3 時間以上 4, 0 0 0 円

イ 3 時間未満 3, 0 0 0 円

第 1 2 条第 2 項第 2 号中「2, 0 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第11条 略 (費用弁償)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次により費用弁償を支給する。 <u>ただし、出動1回につき、8時間以上継続して職務に従事し、かつ、2日にわたるときは、これを2回勤務に従事したとみなす。</u></p> <p>(1)水火災の場合 出動1回につき ア 3時間以上 4,000円 イ 3時間未満 3,000円</p> <p>(2)警戒、訓練等の場合 1回につき 3,000円</p> <p>第13条から第15条 略</p> <p>附 則 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第11条 略 (費用弁償)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次により費用弁償を支給する。 <u>この場合において_____、8時間以上継続して職務に従事し、かつ、2日にわたるときは、これを2回勤務に従事したとみなす。</u></p> <p>(1)水火災の場合 1回につき 2,200円</p> <p>(2)警戒、訓練等の場合 1回につき 2,000円</p> <p>第13条から第15条 略</p>